

食品産業特定技能協議会 第3回運営委員会

議事次第

日時：令和元年12月2日（月）

15：00～16：00

場所：農林水産省第2特別会議室

【審議事項】

該当なし

【報告事項】

1 制度に関する案件

- 1-1 「飲食料品製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領の一部改正案
- 1-2 農林水産省告示（飲食料品製造業分野）の一部改正案
- 1-3 「外食業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領の一部改正案
- 1-4 農林水産省告示（外食業）の一部改正案

2 協議会の運営に関する案件

- 2-1 協議会加入状況
- 2-2 部会、分科会活動状況

3 特定技能外国人材の受入れに関する案件

- 3-1 特定技能外国人材の受入れ状況
- 3-2 大都市圏等特定地域への集中防止
- 3-3 <情報共有> 送り出し国の手続きについて

3 - 4 優良事例（今回報告なし）

4 試験の実施に関する案件

試験実施状況

【その他】

【資料】

（参考1）運営委員名簿

（参考2）出席者名簿

（資料1）農林水産省告示の改正案について

（資料2 - 1）協議会加入者数の推移

（資料2 - 2）部会、分科会の活動状況

（資料3）特定技能外国人受入状況

（資料4）試験実施状況、今後の予定

（資料5）今後の運営委員会開催スケジュールについて（案）

（資料6）外国人雇用に関するパンフレット

（資料7）来春に卒業予定の外国人留学生在留資格「特定技能」への移行を希望する場合の取り扱いについて

2019年12月2日

○運営委員名簿

No.	役職	氏名	所属		部会
1	会長	塩川 白良	農林水産省食料産業局	局長	-
2	副会長	池山 成俊	農林水産省食料産業局	輸出促進審議官	飲食料品製造業部会 外食業部会長
3	委員	渡邊 毅	農林水産省生産局畜産部	畜産部長	飲食料品製造業部会
4	委員	森 健	水産庁漁政部	漁政部長	飲食料品製造業部会 水産分科会長
5	委員	石井 俊道	(一社) 外国人食品産業技能評価機構	事務局長	-
6	委員	田辺 義貴	(一財) 食品産業センター	専務理事	飲食料品製造業部会
7	委員	中峯 准一	(一社) 日本パン工業会	専務理事	飲食料品製造業部会
8	委員	大隅 和昭	(一社) 日本惣菜協会	事務局長	飲食料品製造業部会
9	委員	木村 均	(一社) 日本冷凍食品協会	専務理事	飲食料品製造業部会
10	委員	吉井 巧	(一社) 日本即席食品工業協会	専務理事	飲食料品製造業部会
11	委員	嵯峨 哲夫	(公社) 日本べんとう振興協会	専務理事	飲食料品製造業部会
12	委員	鶴見 和良	全日本菓子協会	専務理事	飲食料品製造業部会
13	委員	宮島 成郎	日本ハム・ソーセージ工業協同組合	専務理事	飲食料品製造業部会
14	委員	鈴木 稔	(一社) 日本食鳥協会	専務理事	飲食料品製造業部会
15	委員	堤坂 猛	全国水産加工業協同組合連合会	常務理事	飲食料品製造業部会
16	委員	奥野 勝	全国蒲鉾水産加工業協同組合連合会	専務理事	飲食料品製造業部会
17	委員	石井 滋	(一社) 日本フードサービス協会	常務理事	外食業部会
18	委員	佐伯 弘一	(公社) 日本給食サービス協会	専務理事	外食業部会
19	委員	小城 哲郎	全国飲食業生活衛生同業組合連合会	専務理事	外食業部会
20	委員	井上 泰弘	(一社) 大阪外食産業協会	常任役員	外食業部会
21	委員	近江 愛子	法務省出入国在留管理庁在留管理支援部特定技能企画室	室長	-
22	委員	和田 薫	警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課	課長	-
23	委員	明珍 充	外務省領事局外国人課	課長	-
24	委員	石津 克己	厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課	課長	-
25	委員	池戸 重信	宮城大学 名誉教授	名誉教授	-
26	委員	樋口 公人	(公社) 国際人材革新機構	代表理事	-
27	委員	入来院 重宏	キリン社会保険労務士事務所	所長	-

2019年12月2日

○出席者名簿

No.	役職	氏名	所属	
1	会長	塩川 白良	農林水産省食料産業局	局長
2	副会長	池山 成俊	農林水産省食料産業局	輸出促進審議官
3	委員（代理）	富澤 宗高	農林水産省生産局畜産部食肉鶏卵課	食肉需給対策室長
4	委員	森 健	水産庁漁政部	漁政部長
5	委員	田辺 義貴	（一財）食品産業センター	専務理事
6	委員	中峯 准一	（一社）日本パン工業会	専務理事
7	委員	大隅 和昭	（一社）日本惣菜協会	事務局長
8	委員	木村 均	（一社）日本冷凍食品協会	専務理事
9	委員（代理）	宮丸 雅人	（一社）日本即席食品工業協会	技術部長
10	委員	嵯峨 哲夫	（公社）日本べんとう振興協会	専務理事
11	委員	宮島 成郎	日本ハム・ソーセージ工業協同組合	専務理事
12	委員	堤坂 猛	全国水産加工業協同組合連合会	常務理事
13	委員	奥野 勝	全国蒲鉾水産加工業協同組合連合会	専務理事
14	委員	石井 滋	（一社）日本フードサービス協会	常務理事
15	委員	佐伯 弘一	（公社）日本給食サービス協会	専務理事
16	委員	井上 泰弘	（一社）大阪外食産業協会	常任役員
17	委員（代理）	川畑 豊隆	法務省出入国在留管理庁在留管理支援部特定技能企画室	次長
18	委員（代理）	向原 祐司	法務省出入国在留管理庁在留管理支援部特定技能企画室	法務専門官
19	委員（代理）	新井 靖久	警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課	課長補佐
20	委員（代理）	箕輪 智徳	外務省領事局外国人課	課長補佐
21	委員（代理）	吉村 亮	厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課海外人材受入就労対策室	室長補佐
22	委員（代理）	木村 功二	（公社）国際人材革新機構	本部長
23	委員	入来院 重宏	キリン社会保険労務士事務所	所長
24	事務局	東野 昭浩	農林水産省食料産業局食品製造課	課長
25	事務局	新藤 光明	農林水産省食料産業局食文化・市場開拓課外食産業室	室長

飲食料品製造業分野及び外食業分野の 告示の改正等について

○飲食料品製造業分野

- ・飲食料品製造業分野の対象となる業種については、日本標準産業分類を用いて分野別運用要領に定めておりましたが、対象範囲をより明確にすることとし、農林水産省告示にも明記することとしました。
- ・これによって、日本標準産業分類の適用する単位が事業所であることから、これまで「事業者」単位で判断していたものを「事業所」単位で判断することとしました。(告示改正)
- ・なお、この改正により、認められる例として以下のようなものがあります。
 - ① 外食業事業者の集中調理施設 (いわゆるセントラルキッチン)
 - ② 飲食料品卸売業・小売業事業者の専用製造・加工工場 (いわゆるプロセスセンター)
 - ③ 製造請負事業者が受託した飲食料品製造業事業所
 - ④ 化学品製造業等の他産業の事業者が営む飲食料品製造工場

○外食業分野

- ・外食業分野の対象となる業種については、日本標準産業分類の 76 飲食店、77 持ち帰り・配達飲食サービス業に該当する事業者が営業する事業所であることとしていましたが、運用要領の改正により、日本標準産業分類上の業種にかかわらずに外食業に該当する営業を行っている事業所を対象とすることとしました。
- ・なお、この改正により、認められる例として以下のようなものがあります。
 - ① 宿泊事業者が宿泊施設内において直接営業する飲食店等
 - ② 娯楽事業者が娯楽施設内において直接営業する飲食店等
- ・運用要領の変更による受入れ機関の対象の拡大に合わせ、対象から除外する風俗営業関係の事業所についても所要の改正を行います。(告示改正)

※なお、告示の改正を行うものについては現在パブリックコメント中。

資料 1

○農林水産省告示第 号

特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成三十一年法務省令第五号）第一条第一項第七号の規定に基づき、平成三十一年三月十五日農林水産省告示第五百二十六号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動の項の下欄第六号等の規定に基づく飲食料品製造業分野に特有の事情に鑑みて定める基準）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和 年 月 日

農林水産大臣 江藤 拓

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	<p>(特定技能雇用契約の内容及び一) 第二条 飲食料品製造業分野に係る特定技能雇用契約及び一) 号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第一条第一項第七号の告示で定める基準は、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第二条の五第一項に規定する特定技能雇用契約に基づいて外国人が同法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行う事業所が、平成二十五年総務省告示第四百五号(統計法第二十八条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件)に定める日本標準産業分類に掲げる産業のうち主として次のいずれかに掲げるものを行っていることとする。</p> <p>一 中分類〇九―食料品製造業</p> <p>二 小分類一〇―清涼飲料製造業</p> <p>三 小分類一〇三―茶・コーヒー製造業(清涼飲料を除く)</p> <p>四 小分類一〇四―製氷業</p> <p>五 細分類五八六一―菓子小売業(製造小売)</p> <p>六 細分類五八六三―パン小売業(製造小売)</p> <p>七 細分類五八九七―豆腐・かまぼこ等加工食品小売業</p> <p>(特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準)</p> <p>第三条 (略)</p>
改正前	<p>(新設)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>(特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準)</p>

資料 1

○農林水産省告示第 号

特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成三十一年法務省令第五号）第二条第一項第十三号及び第二項第七号の規定に基づき、平成三十一年三月十五日農林水産省告示第五百二十七号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動の項の下欄第六号等の規定に基づく外食業分野に特有の事情に鑑みて定める基準）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和 年 月 日

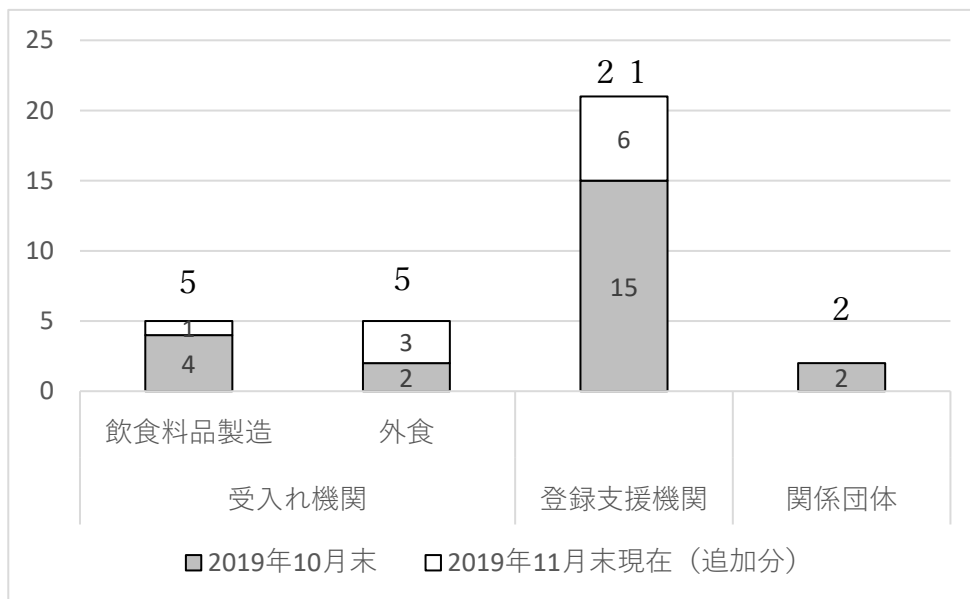
農林水産大臣 江藤 拓

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>(特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準)</p> <p>第二条 外食業分野に係る特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第二条第一項第十三号及び第二項第七号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。</p> <p>一 一号特定技能外国人(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行おうとする外国人をいう。以下同じ。)に、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号。以下「風営法」という。)</p> <p>第二条第一項に規定する風俗営業及び同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業を営む営業所において就労させないこととして 二 二六 (略)</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>(特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準)</p> <p>第二条 外食業分野に係る特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第二条第一項第十三号及び第二項第七号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。</p> <p>一 一号特定技能外国人(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行おうとする外国人をいう。以下同じ。)に、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号。以下「風営法」という。)</p> <p>第二条第四項に規定する接待飲食等営業を営む営業所において就労させないこととして 二 二六 (略)</p>

食品産業特定技能協議会加入者数の推移

- 加入済みの受入れ機関は 10 件。飲食料品製造業分野及び外食業分野における 9 月末時点の特定技能外国人数が 69 名のため、今後、加入申請が増加する見込み。(なお、受入れ機関が複数の外国人材を受け入れるケースもあり、協議会の会員数と特定技能外国人数は一致しない。)



食品産業特定技能協議会

部会・分科会の活動状況について

○飲食料品製造業部会

2019年3月29日（金）開催

○水産加工分科会

2019年6月21日（金）開催

○外食業部会

2019年3月29日（金）開催

2019年12月2日（月）開催

特定技能外国人受入れ状況

※出入国在留管理庁からの聴き取りにより農林水産省で作成。

※1は2019年10月末時点の速報値。

※2～4は11月22日（金）までの速報値。

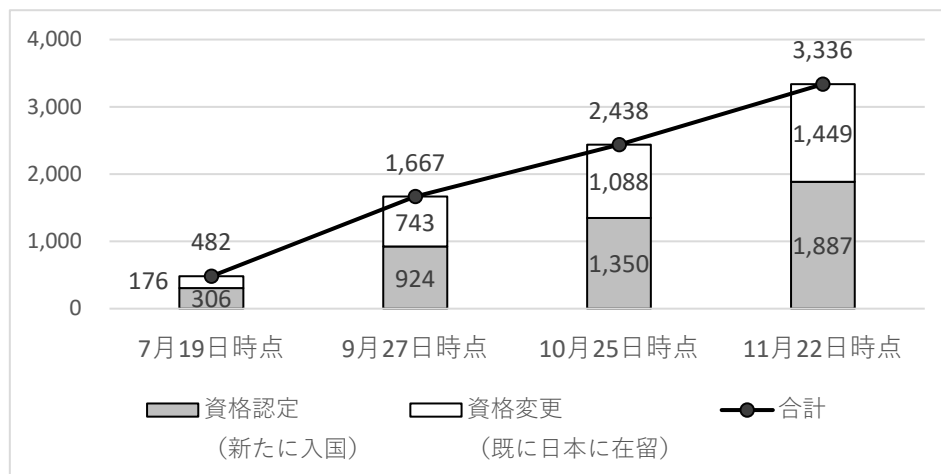
1 特定技能1号在留外国人数

特定技能1号在留外国人数は597人。

うち、飲食料品製造業は148人、外食業は38人。

2 特定技能制度における各種申請件数（14業種の合計）

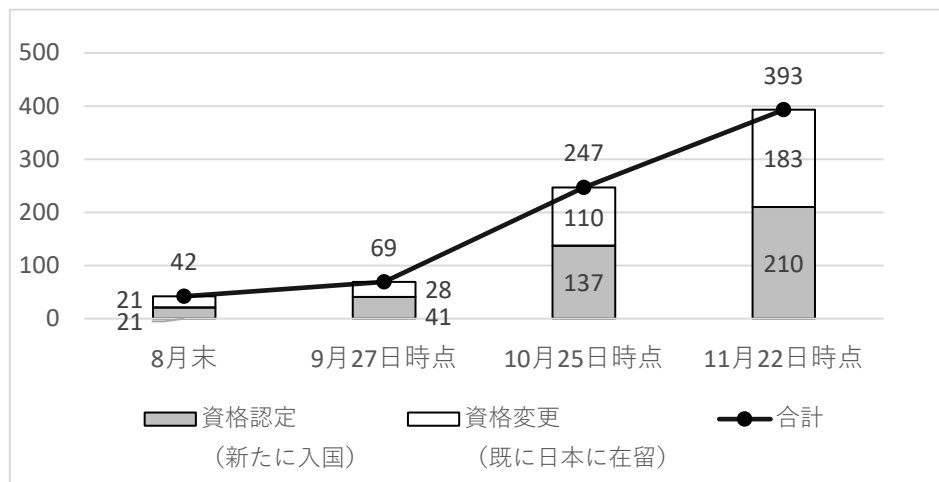
制度施行後の申請は低調であったが、徐々に増加し、現在は月600～700件の申請がある。



3 特定技能制度における各種申請に係る処分等について

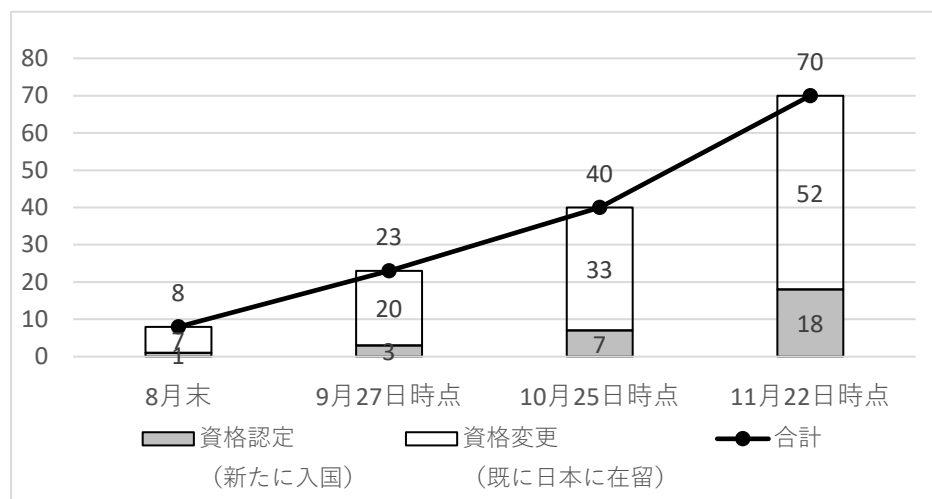
(1) 飲食料品製造業

飲食料品製造業は、技能実習2号を良好に修了した者からの移行が中心。今後は、試験合格者からの申請も増えるため、認定数はさらに増加することが見込まれる。



(2) 外食業

外食業は、技能実習2号からの移行がないため、試験合格者の認定のみ。試験受験者は留学生が多いと推測されるため、年度末に向け申請が増えるため、認定数は急増することが見込まれる。



4 登録支援機関登録件数

3,121件

技能測定試験実施状況

➤ 飲食料品製造業分野

	実施時期	受験者数 (人)	合格者数 (人)	合格率 (%)
国内（8か所）	2019年10月	626	433	69.2
国外 （フィリピン）	2019年11月28日 以降随時実施中※2			

➤ 外食業分野

	実施時期	受験者数 (人)	合格者数 (人)	合格率 (%)
国内（15か所）	2019年4月	460	347	75.4
	2019年6月	1,364	984	72.1
	2019年9月	370	215	58.1
	2019年11月※1	2,264		
	合 計	4,458	1,546	
国外 （フィリピン）	2019年11月2日 以降随時実施中※2			

※1 2019年11月に実施済みの外食業分野の合格者数等の情報については、12月上旬に試験実施機関のHPにおいて、公表される予定。

※2 国外試験の合否については、試験終了時に「合格／不合格」がパソコンに表示されるため、受験者は即時に結果が分かる。（ただし、合格証明書は5営業日以内に発行。）

なお、外食業分野については、11月分の合格者数等の情報について、12月上旬に試験実施機関のHPにおいて、公表される予定。

今後の予定（2019 年度）

➤ 飲食料品製造業分野

	実施時期	定員 (人)
国内	2020 年 2 月下旬 (郡山、東京、名古屋、大阪、広島、福岡)	約 1,400 人
国外	(フィリピン) 2019 年 11 月 28 日～2020 年 3 月中旬まで 随時実施	
	(インドネシア) 2020 年 1 月 17 日～2020 年 3 月中旬まで随 時実施予定	

この他、ベトナムについては、試験実施環境が整い次第、試験を行う予定。

➤ 外食業分野

	実施時期	定員 (人)
国内	2020 年 2 月中旬 (札幌・仙台・東京・横浜・名古屋・大阪・ 広島・福岡)	約 4,500 人
国外	(フィリピン) 2019 年 11 月 2 日～2020 年 3 月中旬まで随 時実施	
	(カンボジア) 2020 年 1 月 14 日～2020 年 3 月中旬まで随 時実施予定	

この他、ベトナムについては、試験実施環境が整い次第、試験を行う予定。

※ 2020 年度の技能測定試験については、以下を予定。

- ・ 飲食料品製造業分野は、国内 2～3 回程度、国外 3 か国程度を予定。
- ・ 外食業分野は、国内 5 回程度、国外 5 か国程度を予定。

なお、具体的なスケジュール等については、決定次第、試験実施機関の H P で公表予定。

(ただし、2020 年度の試験実施機関は来年度予算決定後に、農林水産省の公募により選定する予定。)

今後の運営委員会開催スケジュール（案）

2019年12月2日 第3回運営委員会

2020年3月上旬 第4回運営委員会（書面での開催）

（ 報告事項のみを予定（協議会加入数の推移、地域別・業種別の外国人受入れ数、試験実施状況） ）

2020年度以降は、入管庁からの特定技能在留外国人数の公表（3か月に1度）後に開催予定。

2020年5月頃 第5回運営委員会

2020年8月頃 第6回運営委員会

2020年11月頃 第7回運営委員会

2020年2月頃 第8回運営委員会